

水道事業の健全経営に不可欠な国の財政支援を求める意見書

安全で良質な水道水を安定的に供給することは、住民福祉の増進を担う市町村にとって極めて重要な責務であり、いずれの市町村においても住民の日常生活や企業活動に必要なライフラインである水道事業に多くの資本を投下し、経営の安定化、健全化に努力を重ねてきた。

しかしながら、近年、人口減少等に伴う給水収益の減少に加え、施設の老朽化による維持管理費用や更新費用の増加が懸念され、さらに今後高い確率で発生することが予想される地震や毎年のように発生する集中豪雨などの自然災害に対処するための施設の耐震化や水害対策等が、喫緊の課題として各水道事業者に重くのしかかっている。

これまでどの事業者も、事業の効率化や施設の統合等、最大限の経営努力を重ねてきたものの、こうした多額の経費に事業者が単独で対応することは、現状ではもはや限界に近い。

加えて、国においては「国土強靱化年次計画2021」において、令和10年度末までに基幹管路の耐震適合率60%以上という目標を掲げているが、その実現のためには巨額の資金が必要であり、独立採算制を原則とする地方公営企業においては、いかにして財源を捻出するか、その根幹を揺るがしかねない大きな課題を含んでいる。

こうした課題を解決し、水道事業の安定的な経営を実現するためには、補助制度や起債制度をはじめとする国の財政支援が不可欠である。とりわけ経営努力を重ね財政健全化に最大限努力をしている事業者が、資本単価要件により、かえって支援の対象から除かれている現状は何としても改善すべきである。

よって、国においては、水道事業の安定的かつ健全な経営を実現するため、次の事項を実施するよう強く要請する。

- 1 水道施設の耐震化及び老朽化対策を円滑に進めるため、資本単価など補助採択要件の大幅な緩和、交付対象となる事業・施設の拡大、並びに交付率の大幅な引上げを行うこと。
- 2 水道事業の健全経営に資するため、起債に係る公的資金枠の確保や償還条件の緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準の見直しを行うこと。また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
厚生労働大臣